

まず「子育て罰」をなくして



立命館大学産業社会学部准教授
桜井啓太

日本の子育てをめぐる現状は、まるで子育てをしている世帯に罰が与えられているようだと言った。著書『子育て罰』の中で指摘した桜井さん。貧困問題や労働慣行などさまざまな要因からなる「子育て罰」をなくしていくことが、子育て支援の第一歩となるのではないかと。

「子育て罰」とは

桜井さんは、二〇二一年に、末富芳さんと共著で『子育て罰「親子に冷たい日本」を変えるには』（光文社新書）という本を出されました。「子育て罰」という言葉が、まさに今の日本の子育てをめぐる現状を端的に表していると感じましたが、いろいろと誤解もあったとうかがっています。まずこの「子育て罰」というキーワードについてご説明をいただけますか。

桜井 「子育て罰」のもとになったアイデアは、主にアメリカを中心に、子育てをしながら働くワーキングマザーと、子どものいない働く女性との間に生じている賃金格差に関して、経済学や社会学で使われてきた「チャイルド・ペナルティ」という概念

確ですし、実際にそれを使っている大学の先生などもおられますが、ちょっと一般的にはイメージが湧きにくいような気がしてあえて「子育て罰」を選びました。

本が出た当時はあまり大きく注目されることもなかったのですが、岸田内閣の「異次元の少子化対策」にスポットライトがあたってからは、今回のような取材を受けるケースも増えてきました。日本の状況をうまく言い表しているという意見もあれば、非常に危険な言葉だといった批判もありました。

一番多かった反発は「子育ては罰などではない」というものです。子育ては愛情にあふれた行為、罰だなんてとんでもないというわけですが、これが典型的な誤解で、子育てすることが罰と言っているのではなく、子育てをしている世帯が罰を与えられるような社会状況のことを言っているわけです。あえていうと、子育ては愛に溢れた行為だと強調するような空気こそが、子育てをしんどくさせてしまう面すらあると思います。

自分も子育てをしていますので、確かに子育てには親子の感情の交流がありますし、楽しさや喜びがあるのはわかりますが、たとえば貧困の問題や、仕事との両立の難しさなどでその交流

さくらい・けいた

大阪府生まれ。大阪府立大学大学院創造都市研究科博士課程単位取得退学。博士（創造都市）。堺市職員。名古屋府立大学准教授を経て二〇一九年より現職。専門は貧困問題、生活保護。著書に『自立支援』の社会保険を問う』（法律文化社）、共著に『子育て罰「親子に冷たい日本」を変えるには』（光文社新書）など。

でした。子どもを持つている女性の賃金が有意に低いのは、子どもを持つことがペナルティになっているのではないかと指摘ですね。

ただ日本の子育てをめぐる現状は、単に母親の賃金が低いというだけでなく、税や社会保障などによる再分配政策が失敗していることや、日本社会全体の子育てをしながら働くこと、子どもを連れて外に出ることもためらわれるようなピリピリした雰囲気など、子育てをしていること自体が、まるでなにかの罰を受けているような状況があります。そうした日本の現状を表したいと、あの本では意識的・戦略的にかなり意味を広げて「子育て罰」という言葉を使ったのです。もともとの意味の訳としては「母親罰」とか「親・ペナルティ」の方が正

や楽しさ、喜びを十分に味わえない状況があるわけです。そうした状況を抜きに、子育ては素晴らしいとだけ言ってしまうことの方が危険じゃないかと思うのですが、なかなか伝えるのが難しいなあと思えました。

そういう批判する方にも二種類のタイプがあつて、ひとつは誰よりも子育てをがんばってきたという自負のある方です。さまざまな悪条件も乗り越えてがんばってきたことは事実なのでしようが、その自負が強すぎて、現在進行中の子育てしている人に対して、自分とおなじ困難や我慢をおしつけるようになっていないかということには注意が必要ですね。

もつとひどいのは、自分は子育てに大して関わらず、専業主婦に任せきりであつたにも関わらず、子どもへの愛情が重要だなどと強調する保守系の男性政治家のようなタイプの方々もいますね。こうした方々の背景にある「家族観」が、子育て政策を大きく左右していることが非常に気になります。

「子育て罰」をなくすことが子どもの貧困を改善する

——日本の子育て支援政策が、他国と比較してかなり異質であることを、OECDのデータなども使って著書の中で指摘されていますね。

桜井 私は貧困問題の研究をしています。子どもの貧困問題がここ一五年ほどの間でクローズアップされるようになって、